

# 古文書を読む会学習記録

作成日 令和 1年 9月 15日

開催日	令和1年9月12日	時 間	10:00~12:00
場 所	区民活動センター	出席人数	16名
講 師	真田雅行氏	作成者	兒玉 仙三
テーマ	第一学習 磯子村 安室忠治家文書②		
概 要	<p>○乍恐以書付奉願上候（宝暦八寅年五月、相州鎌倉郡鍛冶ヶ谷村 願人・名主平左衛門他から奉行所へ出した願。差村を戸塚宿助郷の福田村とす）</p> <p>戸塚宿助郷の鎌倉郡鍛冶谷村は、戸塚宿助郷御役相務め来たが、当村は山間の村にて、猪・鹿が多く出没し、悪地になり出来が悪く、更に近年は不作が打続き、百姓は困窮、田畑を質入れしようとしても悪地で引取り手が無い。家・山林等を売払った者もいる。馬持百姓も困窮し、今では持つ事が難しい。拾ヶ年以上前迄は御傳馬を勤める馬も十疋程居たが、今では漸く一疋のみ。戸塚宿の間屋中へ頼んだが、馬の儀は叶い申さず。そこで、人足を以て勤めを果たしたいが、百姓は困窮で人数は減少し、更に、他所へ奉公に出て、今は老人子供ばかり。この上、今迄通り御役を勤めては、百姓は潰れ御迷惑を掛けるは必定。それ故是非無く高座郡福田村を差村とし、当村の御役をご免除下され度。</p> <p>○為取替申證文之事（文久三亥年三月、當人・八右衛門、親類、組頭、仲人等加判連印して 弥太夫殿 へ差出）</p> <p>此度、弟の忠兵衛を勘二郎の世話で弥太夫殿の贅養子に差遣（尤も、樽代として金子八両を添）。然る上は、両親に対し親不孝、身持不埒、郷例等に背く事は致させません。また、万一離縁等が出来の節は、貴殿の望み次第にて引取り、貴殿へご苦勞をお掛けしません。後日の為、この證文差出します。</p> <p>○覚（寅 八月 常泉弥五右衛門、安達郡太夫が組頭・惣百姓へ出した覚書）</p> <p>一、今度、瀧頭村名主役を 勘六・孫兵衛兩人へ仰付けられた。よく心得可し。</p> <p>一、孫兵衛儀、名主役を仰せ付けられた上は、諸事差図を請け、背かない事。</p> <p>一、勘六儀、伊左衛門跡式・名主役共に相違なく仰せ付けられ候。但し、勘六が若輩の間は、成人する迄は、孫兵衛、組頭その外親類とも面倒を見引立て、御用滞り無く相勤べき事。</p> <p>○件名表示されていない（順見に際し巡見地の心得。公儀よりの指示書とその請書と思われる。） 倭約を旨とした細かい指示書とその請書で、内容省略。</p> <p>○その他に、「真木・用木の切取による訴訟」「船の老朽に伴う更新の願書」を学習したが、過去の事例と類似の為内容省略。</p>		
次回予定	令和 1年 9月26日 10:00~12:00 於：金沢区民活動センター 第二学習 北搓間略(大黒屋光太夫漂流記)⑤		